

市消費生活センターを

10月10日開設

安全・安心な市民生活を支援します

消費生活に関するトラブルが近年激増しています。「多重債務」や「やみ金融」などの深刻な事例も多数寄せられています。またパソコンを使った「架空請求」や「不当請求」などの悪質な手口の事件も増えています。

こうした状況に対処するため、つくばみらい市では10月10日から「つくばみらい市消費生活センター」を開設します。消費生活センターでは、消費生活に関する必要な知識や情報を提供し、消費生活の安定と向上を図ります。

また商品やサービスなど消費全般に関する相談や苦情を、専門の相談員が受け付けます。消費生活についてのトラブルに巻き込まれたり、迷ったりしたときには一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

◎開設日 毎週金曜日（ただし祝日・年末年始を除く）

11月からは毎週水曜日・金曜日に開設します

※さらに段階的に開設日を増やす予定です。

◎開設時間 ・午前9時～正午／・午後1時～4時

◎相談窓口 つくばみらい市消費生活センター

（市谷和原庁舎1階の正面入口右側奥）



相談専用電話

☎ 25 - 3288

FAX 57 - 2288

おかしな?と思ったら、すぐ相談

ハガキや携帯電話による架空請求など

- 通信販売の商品の代金が未払いだとしてハガキによる請求が来た。民事訴訟として訴状が提出されたので、取り下げるためには連絡するよう書かれている。身に覚えはない。
- 携帯電話「有料サイト」を利用した料金が未納だとして、延滞金を含めた高額な料金を請求するメールが入った。利用した覚えはない。



いずれも架空請求です。身に覚えのない請求に対しては、こちらから連絡しないようにしましょう。万一、回収に来るようなことがあれば、警察に通報しましょう。



◆市消費生活センター設置に関する問い合わせは
谷和原庁舎産業政策課
☎58-2111（内線8143）